

県たばこ税（県税） 市町村たばこ税（市町村税）

たばこの消費に対してかかるもので、たばこの価格の中に含まれています。

◆納める人

日本たばこ産業㈱、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者が県内の小売販売業者にたばこを売り渡したときに、そのたばこの本数を基準として税が課せられます。この税は、たばこの小売価格の中に含まれていますので最終的には消費者が負担することになります。

◆納める額

製造たばこ本数（1,000本につき）×税率

（令和8年4月1日現在）

区 分	税 目	税率（1,000本につき）
県 税	県 た ば こ 税	1,070円
市 町 村 税	市町村たばこ税	6,552円
国 税	た ば こ 税	6,802円
	たばこ特別税	820円

（注）加熱式たばこの課税方式について、これまでの重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式から、重量のみに応じて換算する方式とする等の見直しが、令和8年4月及び同年10月の2段階で実施されます。

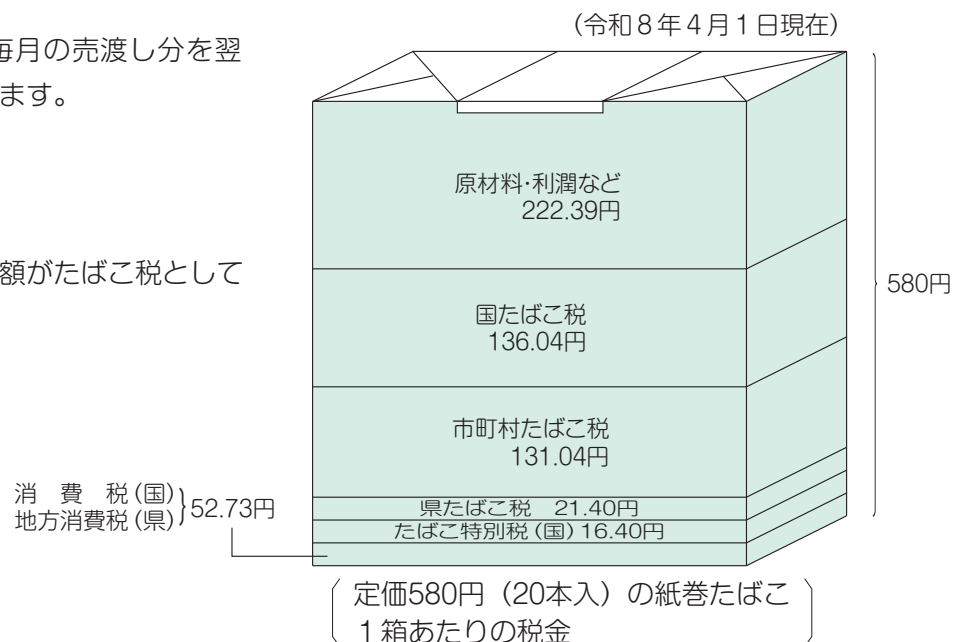
また、国のたばこ税率は、令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月の3段階で、それぞれ0.5円／1本ずつ引き上げられます。

◆申告と納税

日本たばこ産業㈱等が、毎月の売渡し分を翌月末日までに申告して、納めます。

◆そ の 他

国にも同じように一定の金額がたばこ税として納められています。



たばこは地元で買しましょう。

たばこ税は、たばこが買われた所の県や市町村の収入となって、役立てられます。